

## ○令和元年度 助成申請、運営にあたっての留意事項

企業主導型保育事業については、企業主導型保育事業費補助金実施要綱及び企業主導型保育事業助成要領等に基づき実施するものですが、その取り扱いに係る留意事項を次のとおり取りまとめましたので、ご参考としてください。なお、本留意事項については、内閣府と協議済みです。

番号	keyword	変更	照会内容	回答内容
1	助成対象		助成要領第1-1-(1)の規定による運営費助成対象の「平成28年4月1日以降に新たに開始されるもの」についての考え方を教えてください。	保育の受け皿を増やすという趣旨から、本事業が開始された平成28年4月1日以降に新たに設置された保育施設を助成の対象としています(増員、空き定員の場合を除く)。このことから譲渡により所有者が替わる場合や廃止に伴い新たに開始される保育施設は対象としていません。
2	助成対象		平成28年3月以前から運営している保育所等を廃止して、近隣に企業主導型保育施設を新たに設置する場合、対象になりますか。	1の考え方から、平成28年3月31日以前からある保育施設等(委託事業者、関連事業者等の関係のある事業者が設置した施設を含む。本問において同じ。)の廃止が、企業主導型保育施設の設置と関連があると見なされる場合には対象となりません。企業主導型保育施設を設置した後に既存の保育施設等を廃止・移転・休止した場合にも同様に扱います。このことから、既に保育施設等を運営している事業者は計画的な設置を行う必要があります。なお、既存の保育施設等の運営状況については地方自治体に確認を行うことがあります。既存の保育施設等の廃止等により企業主導型保育施設の設置が保育の受け皿の拡大になっていない場合には助成金は返還となりますのでご注意ください。
3	助成対象		平成28年3月以前から運営している事業所内保育施設を移転改築する場合、助成の対象になりますか。	設置場所を移転する場合であっても、その場所で建て替える場合でも、取り扱いは変わりません。元の施設が、平成28年3月以前から運営している事業所内保育施設である場合には、定員を増員した場合に、①5人以上増加の場合には施設全体の整備費、②5人未満の場合には増加した定員部分の整備費が対象となります。なお、運営費については定員増分に限りません。なお、既存施設が他の助成金を受けて設置したものである場合には、助成元団体とも事前に調整をしていただくようお願いします。
4	定員増		平成28年3月以前から事業を行っている既存の事業所内保育施設が定員を15名定員から16名定員に増員する場合(1名増)でも可能でしょうか。その際は増やした部分のみが助成対象になりますか。	平成28年4月以降に定員増を行った場合については、1名でも定員増として※対象となります。なお、この場合、基本分単価の定員区分は“13人～19人”を適用し、“13人～19人”の基本分単価×1名分を助成することになります。また、定員増の場合でも保育施設全体で企業主導型保育事業の職員配置や設備等の基準を満たすことが前提となります。  ※助成金算定の対象期間は平成31年4月以降分となります。

番号	keyword	変更	照会内容	回答内容
5	定員増		<p>①平成28年3月以前から事業を行っている既存施設が定員を増やして実施する場合、例えば自社が20名から5名定員を増員した場合、月初時点の保育利用者が22名だった時、<math>22 - 20 = 2</math>名分のみが助成対象という事でしょうか。</p> <p>②また現在の保育利用者が10名の状況で、20名から5名定員を増員した場合、現在利用している10名のうち、5名が助成対象でしょうか。</p>	<p>①ご質問のとおり2名分が対象となります。</p> <p>②20名を超えた範囲における、利用児童が対象となります。ご指摘の事例では、21名以上の利用があった月が対象となります。</p> <p>※助成金算定の対象期間は平成31年4月以降分となります。</p>
6	空き定員		<p>事業所内保育施設の定員に余裕がある場合の空き定員の助成対象について教えてください。</p>	<p>空き定員は、平成28年3月以前において自社の従業員の児童のみを対象に保育を行っていた事業所内保育施設が、平成28年4月以降に新たに他の一般事業主と契約を締結し、空き定員を活用できるようにした場合に助成対象としています。なお、空き定員であっても地域枠を設定することはできますが、地域枠の定員は空き定員の50%以内となります。また、空き定員の場合でも保育施設全体で企業主導型保育事業の職員配置や設備等の基準を満たす必要があります。</p> <p>※助成金算定の対象期間は平成31年4月以降分となります。</p>
7	空き定員		<p>既存の事業所内保育施設の「空き定員」分を活用して他の一般事業主従業員の子供や地域の子供を受け入れた場合で、例えば、現在定員14名で従業員の子供4名を預かっている場合、この10名分全てを地域の子供に解放する場合は、その部分だけ運営費の補助対象となるのでしょうか。また、定員を増加して行う場合の考え方はどうでしょうか。</p>	<p>ご質問の事例の場合、地域枠の設定は10名のうち50%以内の5人が上限となります。(定員を増加して行う場合でも、地域枠の設定は、増加した定員部分の50%以内となります。)</p>

番号	keyword	変更	照会内容	回答内容
8	他の助成金		他の補助金を受ける保育施設は助成の対象にはなりませんか。	運営費、整備費ともに助成対象経費が重複する補助金を受ける場合は本助成金の対象にはなりません。なお、経費が重複しない補助金としては、例えば就業のためのトライアル雇用に係る補助や整備費の対象となっていない備品の補助が考えられます。
9	利用定員		利用定員を超えて受け入れを行うことはできますか。	利用定員を超えて受け入れを行うことはできません。保育需要の増加により受け入れの拡大を行う場合には定員変更の申請手続きを行ってください。なお、週3日などの利用のため契約児童が定員を上回ることは考えられますが、その場合にも時間帯毎の利用児童が定員を上回ることの無いようにしてください。
10	定員変更	改	保育室の面積に問題がない場合、総定員を変更することは可能でしょうか。	恒常的な保育需要の変化に対応するために、職員配置及び設置基準が満たされていることを条件に定員増を行うことは可能です。運営費の定員変更申請を行ってください。但し、事業類型3(助成要領「第1」の「1. 助成の対象」の(3)に定める空き定員)は、施設の空き定員部分の活用が前提であることから、定員増の承認は行っていません。  また、いずれの類型についても、原則定員減を行うことはできません。整備費の助成を受けている場合には、整備費の受給時に算定の基礎となった定員数未満に利用定員を減らした場合、減らした定員数に見合った金額を返還していただく可能性がありますので、ご注意ください。また、保育従事者の配置基準、面積基準等を満たした上で、総定員の範囲内での年齢区分別の定員を変える場合には定員変更申請は必要ありません。
11	短時間利用		午前利用の児童、午後利用の児童の受け入れを行った場合には延べ利用児童数が定員を上回りますが、そのような運用は可能ですか。	基本的に時間帯毎の利用児童数は定員の範囲内となりますが、午前利用、午後利用などにより延べ利用児童数が定員を上回ることは差し支えありません。なお、その場合にも基本分の補助額は定員数が限度となります。(延べ利用児童数により算定した額が定員数により算定した額を上回る場合には、定員数により算定した額が補助額となります。)

番号	keyword	変更	照会内容	回答内容
12	地域枠	改	一時的に地域枠の児童を定員の50%を超えて受け入れることはできますか。	地域枠は定員の50%以内です。一時的であっても50%を超えて受け入れを行うことは基準違反となります。なお、地域枠の弾力措置により入所保留を受けた児童を受ける場合にはこの限りではありません。地域枠の弾力措置については、企業主導型保育事業ポータルのお知らせ・様式ダウンロードに掲載した「4. 電子申請の運用」の「地域枠・従業員枠の弾力措置について」をご確認ください。
13	地域枠		地域枠の児童は利用定員の50%以内ですが、従業員枠の利用児童が地域枠の利用児童に比べて少ない状態です。基準違反となりますか。	基準違反とはなりませんが、企業主導型保育事業の趣旨に照らして望ましい状態とは言えません。自社の従業員の利用が少ない場合には、他の一般事業主と利用契約を結ぶなど従業員枠の有効活用についてお願いいたします。
14	地域枠		地域枠の利用児童の確認について教えてください。	全ての保護者について就労証明又は保育認定により保育が必要であることを確認する必要があります。保育認定については有効期限の確認を、就労証明については毎年4月に就労証明を取るなど定期的な就労の確認が必要です。
15	従業員枠		従業員枠の利用児童の確認について教えてください。	全ての保護者について保育が必要であることを確認する必要があります。その場合、保護者のいずれか1人は事業実施者に雇用され、かつ、事業実施者に雇用されていない保護者については就労、妊娠中・出産後間もない等について事業実施者の確認又はその他の事由による市町村の保育認定が必要となります。事業実施者に雇用されていない保護者の保育認定については有効期限の確認を、就労証明については毎年4月に就労証明を取るなど定期的な就労の確認が必要です。
16	利用児童		入園時点で、保育認定を受けられていない場合や、就労が確認できる書類が間に合わない場合、受け入れることが可能ですか。また、可能な場合、助成金の対象となりますか。	保護者に状況等を確認することにより、助成対象となる要件に該当することが見込まれる場合には、企業の判断で受け入れることも可能です。また、その場合、受け入れた時点から給付の対象としてカウントされます(ただし、結果として、実際に就労の事実がなかった場合等には対象とはなりません。)
17	認可保育所利用児童		認可保育所、認定こども園又は幼稚園を利用している児童が、企業主導型保育事業の夜間や休日の保育を利用することはできますか。	認可保育所、認定こども園又は幼稚園(「以下、保育所等」)を利用している児童は、企業主導型保育事業の対象児童にはなりません。なお、普段は保育所等を利用している児童であっても、当該保育所等が閉所している夜間や休日など、通常の保育サービス等が受けられない時間、曜日には、一時預かり事業を利用することは可能としています。また、病児保育、病後児保育については保育所等を利用している児童も対象となっています。
18	共同利用(連携協定)		事業実施者以外の一般事業主と利用枠契約を行う場合、事業者数、利用者数ともに上限がありますか。	上限はありません。

番号	keyword	変更	照会内容	回答内容
19	共同利用 (連携協定)		企業間の連携を行う場合にどういった書類を用意すればよいのでしょうか。	契約方法は自由です。ただし、企業枠の利用契約は、事業実施者と連携契約企業が直接やり取りを行い、法人印を用いた契約書によるものとし、契約内容として利用契約枠及び企業の負担等について定めておく必要があります。また、事業実施者は、連携契約企業の責任者、契約担当者又は人事担当者に対して、契約に基づく保育の内容、安全対策などについて十分に説明を行い、理解を図ることが必要です。例えば、保護者を通じて保護者を雇用する企業の印をもらってくることは、企業主導型保育施設の連携契約としては不適切な手続きとなります。
20	企業負担		従業員枠の利用契約を結ぶ際に注意すべきことはありますか。また、利用契約において利用企業側の費用負担をゼロとすることは可能ですか。	利用契約は、利用を行う企業の利用定員数及び費用負担を明確にし、企業間で契約する必要があります。このため、企業主導型保育施設を設置する保育事業者(A事業者)は、利用契約の相手方企業(B社)に企業主導型保育施設の趣旨や保育サービスの内容等を十分説明し、理解を得る必要があります。B社は、従業員全体に対する福利厚生観点から、社内におけるニーズを把握し、必要がある場合には継続的にB社の従業員がA事業者の施設を利用可能とするなど、社としての利用方針を決定し、A事業者とB社の間で利用契約を締結する必要があります。契約締結後は、B社は、施設の利用方法などを社内に周知し、従業員の利用支援を行うことが重要です。また、利用契約を締結する際における企業間の調整の結果、利用企業側の費用負担をゼロとすることを禁ずるものではありません。その場合、本事業における助成額が、保育施設に必要な運営費から利用者負担額相当分及び企業自己負担相当額(5%又は3%相当)を控除した額であることを踏まえ、B社の費用負担をゼロにすることによって、運営費が削減され保育の質の確保が不十分にならないようにすることが必要です。さらに、費用負担の有無にかかわらず、A事業者は、共同利用の主体であるB社の意見も踏まえ、事業所内保育施設の運営を行う必要があります。
21	5%の 企業負担		内閣府説明資料の運営費のイメージにおいて、企業負担相当分(A×5%程度を想定)とありますが、実績報告書等で実際に負担をしている必要はあるのでしょうか。	当該記述の趣旨は、実施要綱等で定めている補助単価は、企業が5%程度を負担することを加味した単価となっている(つまり、認可保育所を100とした場合、企業主導型保育事業の単価は95/100でセットされている)という趣旨です。従って、あらためて実績報告書等で実際の負担割合を報告していただき、5%を割り引く等の必要はありません。なお、平成30年度より中小企業の場合には負担が3%程度となるよう軽減措置を行っています。
22	保育従事者		保育従事者の配置に係る最低人数はの計算は「定員」で行いますか、それとも「現員」ですか。	設置者は届け出た「利用定員」に基づいて必要となる保育従事者が確保できるよう計画を立てる必要がありますが、実際に最低限必要となる保育従事者数は、その時点での「現員」に基づいて計算します。

番号	keyword	変更	照会内容	回答内容
23	常勤換算	改	非常勤の保育従事者及び保育士は配置人員の計算をどのように行いますか。	非常勤保育従事者(保育士)の勤務時間の合計を常勤職員の勤務時間に換算して計算します。具体的には「非常勤保育従事者(保育士)の1か月の勤務時間の合計÷就業規則等で定めた常勤保育士の1か月の勤務時間」で算出された人員となります(1人当たりの上限は1.0人)。なお、常勤職員については、常に1.0人として計算するものとし、加算事業や他の施設との兼務の場合にも、合算して1.0を超えることはありません(超過勤務時間は常勤換算の計算には含まないため)。
24	保育士比率		保育士比率はどのように計算しますか。	「雇用保育士数(常勤換算)÷必要保育従事者数=保育士比率(小数点以下切り捨て)」となります。分母となる必要保育従事者数は、「0歳児数/3人(小数点2桁以下切り捨て、以下同じ)」+「1・2歳児数/6人」+「3歳児数/20人」+「4歳以上児数/30人」+1人(小数点1桁四捨五入)により算定された人数となります。なお、必要保育従事者数を超えて配置している職員については保育士比率の計算に含める必要はありません。
25	保育士配置		11時間又は13時間の開所時間においては常時保育従事者の配置が必要ですか。	11時間又は13時間の開所時間においては、常時、実施要綱第3の2の(3)の規定により算定される保育従事者数の配置が必要です。そのため休憩時間等についても、代替で勤務する保育士等を配置するなど、必要となる保育従事者の配置が必要となります。なお、児童が少なく算定上必要保育従事者数が1名となる時間帯であっても最低2名(うち1名以上は保育士)の保育従事者の配置は必要となります。
26	児童の利用がない場合の保育従事者		児童の利用がない場合にも開所時間中は保育従事者を配置して、開所しておく必要がありますか。	従業員のニーズ等を鑑みて利用がない場合には閉所することも可能です。
26-2	施設長		管理者(施設長)は必ず置かなければいけませんか。	児童福祉法第59条の2に定める認可外保育施設設置届には管理者名を記載することとされています。また、実施要綱第3の4の(8)の規定により、企業主導型保育施設は、保育所保育指針に準じて保育を提供することとされており、施設長には本指針に基づく、体制づくりなどの責務が求められています。このことから専任、兼務の別や勤務場所についての定めはありませんが、施設の管理運営の責任者となる管理者を置くことが望ましいです。なお、管理者が保育士資格を有している場合であっても保育業務に従事していない者は保育従事者として算定することはできません。

番号	keyword	変更	照会内容	回答内容
27	子育て支援員研修	改	子育て支援研修を受講した者を保育従事者とする場合、子育て支援員研修は専門研修の受講が必要ですか。必要だとすれば、専門研修は子育て支援員研修であればどのコースでも構いませんか。	子育て支援員研修については、専門研修の地域保育コースのうち地域型保育研修を受講してください。
28	健康診断		嘱託医による診断の基準を教えてください。	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第12条に準じて、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行う必要があります。
29	歯科健診		歯科検診の実施は必要ですか。	必要です。企業主導型保育事業は、保育所保育指針に準じて保育を実施することとされています。保育所保育指針解説書によると、「子どもの健康状態の把握は、嘱託医と歯科医による定期的な健康診断に加え、保育士等による毎日の子どもの心身の状態の観察、さらに保護者からの子どもの状態に関する情報提供によって総合的に行う必要がある。」とされています。

番号	keyword	変更	照会内容	回答内容
30	調理室		調理室については、必ず設ける必要がありますか。	<p>利用定員が20人以上の場合には調理室、利用定員が19人以下の場合には調理設備が必要です。(企業主導型保育事業の実施者が、企業主導型保育施設に付属して設置する炊事場は、企業主導型保育施設の調理室として扱われます。)なお、満3歳以上の児童に対する食事の提供については、当該保育施設外で調理し搬入する方法(以下、「外部搬入」という。)により行うことができます。</p> <p>また、満2歳以下の児童に対する食事の提供については、同一の事業者、資本関係がある関連事業者(同族会社を含む。)が運営する企業主導型保育施設、小規模保育事業を実施する施設、事業所内保育事業を実施する施設、社会福祉施設、医療機関等又は連携施設(保育の適切な提供に必要な相談、助言その他の支援を受けるものとして連携契約を行っている認可保育所又は認定こども園をいう。)から搬入することやそれも難しい場合には学校給食法第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場(いわゆる給食センター)から外部搬入することが可能です。</p> <p>なお、外部搬入を実施する場合、以下の要件を満たすことが必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①利用乳幼児に対する食事の提供の責任が企業主導型保育事業者にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</li> <li>②当該企業主導型保育施設又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</li> <li>③調理業務の受託者を、当該企業主導型保育施設による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。</li> <li>④利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</li> <li>⑤食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</li> </ol> <p>・自園調理については、自ら調理員を雇用し食事を提供する他、保育施設内における調理業務を委託するという方法も可能です(詳しくは「保育所における調理業務の委託について」平成10年2月18日 児発第86号通知をご確認ください)</p> <p>※満2歳以下の児童に対する食事の提供について外部搬入について要件を満たしていないため助成決定が行えないというケースがありましたのでご注意ください。</p>

番号	keyword	変更	照会内容	回答内容
31	食事の外部搬入		食事の外部搬入の委託先の選定にあたっての留意点を教えてください。	満2歳以下の児童に対する食事を外部搬入によって行う場合には、事業者との関係、調理場所について注意が必要です。事業者は、同一事業者、関連事業者であり、かつ、調理場所は、企業主導型保育施設、小規模保育事業を実施する施設、事業所内保育事業を実施する施設、社会福祉施設、医療機関等であること、又は連携施設である認可保育所、認定こども園であることが必要です。それが難しい場合には学校給食法第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場(いわゆる給食センター)からの外部搬入も可能ですが、その場合にも法に規定する学校給食の共同調理場であるということの確認を十分に行っておく必要があります。なお、関連事業者は資本関係がある又は同族会社などの事業者をいい、運営委託事業者や共同利用事業者は含まれません。
32	乳児室 ほふく室		乳児又は満2歳に満たない幼児を受け入れる場合には、乳児室又はほふく室のいずれかを設ければいいですか。	乳児を受け入れている保育施設は、乳児室、ほふく室の両方を設ける必要があります。乳児室は、ほふくしない乳児のための部屋であり、ほふくを始めたらほふく室に移ります。そのため乳児室、ほふく室の設置にあたっては、「ほふくしない乳児」と「ほふくする乳幼児」を何人ずつ受け入れる計画なのかによって、それぞれの必要面積を計算して設置する必要があります。
33	屋外遊戯場		屋外遊戯場については、必ず設ける必要がありますか。	満2歳以上の幼児を受け入れる場合には、屋外遊戯場を設置することが必要ですが、屋外遊戯場に代わるべき公園、広場、寺社境内等が保育所の付近にあるのであれば、これを屋外遊戯場に代えて差し支えません。 この場合の条件は次のとおりですので、ご注意ください。 ①当該公園、広場、寺社境内等については、必要な面積があり、屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、保育所からの距離が、日常的に幼児が使用できる程度で、移動に当たって安全が確保されていること。 ②当該公園、広場、寺社境内等については、保育所関係者が所有権、地上権、賃借権等の権限を有するまでの必要はなく、所有権等を有する者が地方公共団体又は公共的団体の他、地域の実情に応じて信用力の高い主体等保育所による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であること。

番号	keyword	変更	照会内容	回答内容
34	屋外遊戯場		屋外遊戯場について、屋上に設けることは可能ですか。	<p>屋外遊戯場は、地上に設けるものが原則ですが、耐火建築物においては、屋上が利用できることに伴い、用地が不足する場合は、地上に利用可能な場所がない場合に限り、屋上を屋外遊戯場として利用することも可能です。ただし、屋上に屋外遊戯場を設ける場合においては、必要となる面積を満たすほか、次の点につき十分留意されたいこと。</p> <p>(1) 保育所保育指針に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。</p> <p>(2) 屋上施設として、便所、水飲場等を設けること。</p> <p>(3) 防災上の観点から次の点に留意すること。</p> <p>(ア) 当該建物が耐火建築物の場合に限り、かつ、職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。</p> <p>(イ) 屋上から地上又は、避難階に直通する避難用階段が設けられていること。</p> <p>(ウ) 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。</p> <p>(エ) 油その他引火性の強いものを置かないこと。</p> <p>(オ) 屋上の周囲には金網を設けるものとし、その構造は上部を内側にわん曲させる等乳幼児の転落防止に適したものとすること。</p> <p>(カ) 警報設備は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても配慮すること。</p> <p>(キ) 消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導をうけること。</p>
35	利用者負担	改	利用者負担額の設定については、どのように考えたら良いでしょうか。	<p>企業主導型保育事業の対象者(無償化の対象者を除く)の利用者負担額の設定については、利用者負担額の平均的な水準として定めた実施要綱の別紙4の額を原則とします。一律に設定する場合にはその水準を必要以上(2割以上)を超えて高額にすることのないようにする必要があります。なお、個別に応能負担の仕組みを導入すること(例えば、会社役員の利用料を高め設定し、新入社員の利用料を低めに設定するなど。)や地域の認可保育所の平均的な利用者負担額の水準と合わせて利用者負担額を設定するなど、客観的に合理的な理由をもって独自の利用者負担を設定することは可能となっています。利用者負担額について、事業者の福利厚生として無料とすることも本制度上は可能です。ただし、地域枠の利用児童については適切な利用料を設定することが必要です。</p> <p>※無償化の対象者の利用者負担額の設定については、【留意事項35-4】参照</p> <p>「保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる対価(例えば、外部講師を招いて特別な教育を行うなど)」や「イベントを実施する場合の実費」等について、任意で別途徴収することも可能です。その際には、事前に利用する保護者に対して十分な説明を行う必要があります。保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価の支払いを求める場合には文書による同意も必要となります。</p> <p>なお、保育の質の向上を図るため、利用者に新たな徴収を求める場合は、双方の納得の上で増額を行う必要があります。入所後に増額をしたことにより、児童が継続的に施設を利用することが困難とならないよう、徴収額の設定にあたっては十分ご留意ください。また入園料・登録料など、入園の権利を保証するために、上記とは別に費用を徴収することはできません。</p> <p>※利用者負担については実施要綱第3-4-(4)参照</p>

番号	keyword	変更	照会内容	回答内容
35-2	実費徴収	改	保育において提供される便宜に要する費用のうち、保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの(実費徴収)とはどのようなものを想定していますか。	帽子、名札、制服・体操着、IDカード、写真、アルバム、DVD、自由画帳、個人用の物品等(オムツ、オムツ処理費、お尻ふき、コップ・箸・スプーン、歯ブラシ、のり、鉛筆、マーカー、はさみ、クレパス、ゴム印、教材費、シール、スモック、お道具箱、文具セット、ワークブック、カスタネット、衣類)、遠足積立金、宿泊行事費、展覧会見学費、保護者に係る費用(保育参加時給食費、遠足費用)、イベント費用、3歳以上の児童の主食/副食の提供に係る費用、布団カバー、タオルタオルケット、布団カバー等の洗濯代、夕食・夕方の補食代、個人ごとに任意に加入する保険の保険料、駐車場利用料、防災頭巾を想定しています。実費徴収にあたっては、あらかじめ、当該金銭の使途及び金額並びに保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、同意を得る必要があります。一方で、実費徴収できない費用の例としては、敷布団、掛布団等の寝具、冷暖房費、ティッシュペーパー、連絡帳、おしぼり、入園料があります。
35-3	保育受託事業者による利用者負担の徴収		保育事業を委託により実施している場合、①利用料の徴収事務を含めて委託していいですか。②①が可能な場合、利用料をそのまま委託事業者の収入としていいですか。	①保育事業の委託事業者利用者負担の徴収事務を併せて委託することは可能です。②委託事業者が徴収した利用者負担をそのまま委託事業者の収入にすることはできません。企業主導型保育事業から生じる収入、支出は全て収支報告に計上していただく必要があります。なお、委託事業者が徴収した利用者負担を一旦、企業主導型保育事業の収入に計上した上で、委託費の一部としてその金額を支出することは差し支えありません。
35-4	幼児教育・保育の無償化に関する保育料	新	保育の無償化に伴う利用者負担額の設定方法を教えてください。	利用者負担額(利用料)は、無償化の対象となる0歳～2歳児については2019年10月以降、従前の利用料の金額(2019年9月分の利用料の金額)から、「利用者負担相当額」を減額した金額を設定することが必要です。3歳～5歳児については、2019年10月以降、従前の利用料の金額(2019年9月分の利用料の金額)から、副食費分の金額(4,500円)を減額した金額を設定し、その上で無償化の対象となる児童の利用料について、さらに「利用者負担相当額」を減額した金額を設定することが必要です。  理由のない利用料の引上げは認められません。  また、無償化に伴う理由のない利用料の引上げはあってはならないことですが、真に必要な理由により、利用料を引き上げた場合は、変更の内容及びその理由を施設内に提示しなければなりませんので、ご注意ください。なお、保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる対価の徴収については、従前の取扱いと同様、使途及び金額並びに金銭の支払いを求める理由について書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、文書による同意を得ることが必要です。

番号	keyword	変更	照会内容	回答内容
35-5	短時間利用の場合の施設利用給付費	新	上記11-1に該当する施設の場合、「施設利用給付費」の補助額はどのようになりますか。また利用料の設定はどのようになりますか。	「施設利用給付費」の補助額の算出方法についても、「運営費」の算出方法と同様の方法により計算することとなります。なお、この場合の利用料の設定については、原則として通常の施設と同様の方法により行っていたことになります。ただし、通常の保育施設と同様の方法による利用料の設定を行った場合、施設の運営に支障が生じる場合には、児童の利用実績に応じて利用料の設定をすることも可能とします。なお、この場合減額した利用料の金額(減額分)の総額が、助成された「施設利用給付費」の金額の総額を下回らないようにしていただく必要があります。
36	保険	改	実施要綱において、施設賠償責任保険及び傷害保険等に参加することとされていますが、どのような保険に入れば良いのでしょうか。	設置者が所有・管理している保育施設の欠陥や管理の不備に起因した事故等が発生した場合等で、保育施設が法律上の損害賠償責任を負った場合に補償される賠償責任保険とともに、保育施設の管理下において、子どもがケガをした等の場合に、保育施設の賠償責任の有無にかかわらず補償される傷害保険(無過失保険)に加入することが必要です。 なお、企業主導型保育施設の管理下における児童の災害は、独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度の対象となっています。傷害保険(無過失保険)の加入にあたっては、災害共済給付制度又は原則としてそれと同等以上の給付水準の保険に加入していることを条件としていますのでご注意ください。なお、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に係る契約締結期限については、運営費助成決定を受けた翌月末となります。このため、期限を過ぎた場合は当該年度については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付以外の傷害保険(無過失保険)に加入(原則として災害共済給付制度と同等以上の給付水準の保険に加入)する必要があります。
37	欠格要件		申請前5年間で、保育施設の閉鎖命令や、助成の取消し等を受けていないことが助成の条件となっていますが、設置者は該当しないが、運営を受託する者が該当する場合や役員が該当する場合はどうなりますか。	保育の質を担保するという観点からも、受託事業者や役員が欠格要件に該当する場合には、原則的には助成対象とはなりません。
38	関係法令		企業主導型保育事業実施要綱及び企業主導型保育事業助成要領を満たしていれば、企業主導型保育施設の設置は可能ですか。	実施要綱及び助成要領のみではなく、認可外保育施設の設置基準、建築関係法令、消防関係法令、用途区域の制限、用途変更の必要性及び食品衛生関係法令等の各基準について事前に地方公共団体等に相談し、基準を満たすものとしておく必要があります。
39	空きスペース		認可保育所や認定こども園等の空きスペースを使って、企業主導型保育事業を実施することはできますか。	既存の保育所や認定こども園の空きスペース等で企業主導型保育事業を実施することは出来ません。ただし、既存の保育所や認定こども園とは別に、例えば園庭等のスペースを活用し、保育所や認定こども園で働く職員向けの保育施設を設置する場合には、当該施設については、企業主導型保育事業の対象となります。

番号	keyword	変更	照会内容	回答内容
40	便所		ビルの中の1室を活用し、企業主導型保育事業を実施したいと思っています。この場合、ビルの共同トイレを企業主導型保育施設の便所としても問題ないでしょうか。	便所は、企業主導型保育事業に固有の設備であり、ビルの共同トイレを兼ねることはできません。
41	便器		便器の設置にあたっての注意点を教えてください。	便器の数は幼児20人につき1以上必要となりますが、男児用便器は基準上の必要数にはカウントされません。また、便器は幼児用便器(補助便座は不可)を設置する必要がありますのでご注意ください。
42	助成期間		運営費の助成期間に限度はありますか。	運営費の助成期間に限度は設けられていません。なお、助成申請は毎年度していただく必要があります。
43	ならし保育		入社前のならし保育について、助成対象となりますか。また、ならし保育の期間はありますか。	児童の心身状態に合わせた、ならし保育の実施は望ましいものであり、助成金においても対象としています。なお、ならし保育の期間は、通常は1～2週間程度と考えられます。
44	申請時期		整備費と運営費は同時に申請する必要がありますか。	整備費、運営費に関わらず募集期間中に助成申請をしていただくことが基本となります。ただし、整備費の助成申請を行う事業者については、整備費の助成決定後、運営を開始した後に運営費の助成申請は行ってください(平成30年度の整備費助成決定番号がある保育施設の運営費は随時受付を行います)。
45	運営費の対象経費		運営費の総事業費、対象経費の実支出(予定)額、基準額の違いを教えてください。	総事業費欄には企業主導型保育事業の運営に当たって必要となる事業費全体、対象経費の実支出(予定)額欄には総事業費のうち保育の提供に関して必要となる経費、基準額欄には、助成要領第1の2. 助成金の額に基づき算出される金額を記載ください。特別な事情がない限り総事業費と対象経費の実支出(予定)額は同じとなります。なお、保育の提供に関して必要となる経費は、当該年度の助成決定期間に負担した経費に限ります(運営開始前の経費は、助成金の経費として計上できません。)
46	積立資産		運営費の申請について、総事業費及び対象経費の実支出額の中に、積立資産を含めても良いでしょうか。	助成金については、単年度毎に支出した額で精算することが原則ですが、その例外として、長期的に安定した施設運営を確保するため、運営費の助成金の範囲内で、①人件費積立資産、②備品等購入積立資産、③修繕積立資産、④保育所施設・設備整備積立資産について計上することを可能としています。積立資産は、助成金の精算の例外的な取り扱いであることから、如何なる理由、手続を行っても積立金の一部又は全部を目的外で取り崩すことはできません(目的外で取り崩した場合には当該金額は返還の対象となります)。なお、積立資産は、専用の預金口座で管理し、積立の目的に従って取り崩しを行った場合にも、何の経費に充てたのか明確にしておく必要があります。また、積立資産支出としての計上は、3月31日付で行う必要がありますが、実際の専用の預金口座への資金移動については、当該事業者の決算終了後に行うことは差し支えありません。

番号	keyword	変更	照会内容	回答内容
47	開園までの期間		運営費について助成金の決定を受けてから開園するまでの期間に制限はあるのでしょうか。	運営費については、必要な書類がそろってから助成決定されます。つまり、認可外保育所に係る都道府県への届出書の写しが必要となるため、開園するまで助成決定はなされません。なお、整備費の助成を受けた施設については、工事完了後できるだけ早く開園するように準備をしてください。工事完了後に合理的な理由がなく1年以上開園(運営費の対象にならない場合を含む。)しない場合には整備費助成金の返還を求めます。
48	開所時間		1日当たり11時間未満の開所や週6日未満の開所でも助成の対象となるのでしょうか。	助成の対象になります。なお、利用する従業員や地域住民のニーズに合った運営が求められることにご留意ください。開所日数については、週6日未満の開所の場合には、週7日未満開所の補助単価に20/25を乗じた単価に減算されます。
49	週7日開所		週7日開所の場合は年末年始、祝日も開所しなければいけませんか。	週7日開所の保育施設は、休日保育を実施する保育施設という位置づけとなります。そのため年末年始、祝日を含めて年間を通じて開所する必要があります(利用児童が1人もいない日の閉所は可)。
49-2	閉所の場合の運営費	改	開所日を「週7日未満」(土曜日開所の週6日開所)としている保育施設において、土曜日の利用希望者がいなかったため、1回閉所とした場合には、その月は「週6日未満開所」として月次報告を行う必要がありますか。	保育ニーズがないために一時的に閉所したことだけをもって、一律に助成金算定上の開所日数を減らしてご報告いただく必要はありません。ただし、保育ニーズに関係なく施設側の都合により、例えば「週7日未満」(土曜日開所の週6日開所)の保育施設において土曜日を1回閉所するようなことがあった場合には、その月は「週6日未満」でご報告いただく必要があります。  また、保育ニーズがないために閉所とした場合でも、①実態として開所できるだけ数の保育士等の雇用がない場合や②保育ニーズがなくて閉所している日があることが恒常化している場合には、月次報告の審査において助成金を調整することや指導監査において指摘を行う場合があります。各週開所日数区分の定義については、「企業主導型保育事業(運営費)の諸手続きについて」(企業主導型保育事業ポータル「通知・様式ダウンロード」「電子申請の運用」内)をご確認ください。
50	定員		100人定員分の施設整備費の助成を受ける予定です。運営費の申請は100人定員で申請しないといけないのでしょうか。それとも、段階的にA年度50人、A+1年度80人、A+2年度100人という形で申請することも可能でしょうか？	可能です。ただし、その場合、助成金を受けて整備したスペースが活用されない、あるいは他の目的に使用されない観点からも従業員等のニーズを踏まえた適切な事業計画を作成し、助成申請時には3年以内に整備費の定員にするように計画書を提出していただきます。計画に基づく定員が活用されていない場合には整備費の差額について返還となる可能性がありますのでご注意ください。

番号	keyword	変更	照会内容	回答内容
51	年齢計算		助成金の申請に際して、職員の配置基準及び運営費の補助基準に係る年齢の考え方を教えてください。	企業主導型保育事業(運営費)においては、認可保育所等と同様に「年度の初日の前日における満年齢」により計算することとなります。年度途中に入所した児童についても、同様にその児童の「年度の初日の前日における満年齢」で計算します。具体的には、4月1日生まれの児童は早生まれの児童として、4月2日生まれの児童より年上のクラス(年齢区分)で職員の配置基準及び運営費の補助基準を計算します。
52	月当初の在籍児童数		運営費の基準額の算定について、月の初日の在籍児童数はどのような児童を算定対象としますか。	月の初日から在籍している児童であって、1か月間を通じて概ね16日(週4日)以上利用する契約の児童を算定対象とします。なお、月16日(週4日)以上の契約があれば病気を理由とした欠席で利用日数が少なくなった場合も影響を及ぼしません。ただし、病気を理由とした欠席以外で利用実績が月15日以下となる場合にはその月は定期的な利用のない児童として報告してください。  初日の在籍児童数＝初日からの在籍児童数(月16日以上利用) ≠初日に利用した児童数
53	月途中入(退)所児童数		月途中に入(退)所児童数はどのように算定しますか。	その月の入(退)所日からの開所日数で、日割りで計算します。なお、月途中の入(退)所の対象となる児童は、その児童が月の初日から在籍していたと仮定した場合に、16日(週4日)以上利用することになる児童です(同様に仮定して15日(週3日)以下の場合は定型的な利用のない児童となります。)
53-2	定期的な利用のない児童数		定期的な利用のない児童数はどのように算定しますか。	定期的な利用のない児童は、月15日以下の利用実績の児童が対象となります。日々契約の一時預かりの児童は含まれませんのでご注意ください。
54	短時間利用		短時間利用の児童の単価、助成金の算定はどのようになりですか。	短時間利用の場合に特化した単価設定はありません。助成金の額は、通常の時間利用する児童と同様に企業主導型保育事業の定員別単価により助成要領第1の2の助成金の額の算定方法により計算します。
55	定員		利用定員は6名以上で設定するのですが、利用者が6人を下回った場合、下回っている期間は補助対象とならないのでしょうか。	利用定員が6名以上で設定されていれば、実際に利用する人数が6名を下回ったとしても補助対象となります。運営費助成金は毎月の利用人数に応じて計算します。
56	開所時間		曜日によって開所時間を変えることは出来ますか？ (例)月～金は11時間、土日祝は13時間開園	実際の開所については、利用者のニーズに応じて曜日によって開所時間を変えることは可能です。ただし、企業主導型保育施設としての基本的な開所時間を定めていただき、その開所時間に応じて助成金額が決定されます。ご質問の事例では、11時間開所となると考えられます。

番号	keyword	変更	照会内容	回答内容
57	延長保育		延長保育加算については、助成要領において「延長保育事業の実施について(平成27年7月17日付け雇児発0717第10号)」に定める基準に準じ」とあるが、職員配置については、どのように考えればよいですか。	保育士その他の保育従事者を基準配置により配置し、そのうち保育士を1/2以上とする必要があります。なお、保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上配置することが必要です。
58	延長保育		8時から22時までの14時間の開所を考えていますが、基本分に加えて、延長保育加算又は夜間保育加算のどちらを申請すれば良いのでしょうか。	延長保育は日中の保育を基本としてその前後に設定する保育、夜間保育は夜間の保育ニーズが大半である業態、地域に対応して22時までの保育を基本とした夜間保育所となります。通常の開所時間(11時間又は13時間)を保育ニーズが高い時間帯で設定し、それが日中の保育時間帯となるのか、22時までの夜間の時間帯になるのかによって決められるものです。指導監査において、22時まで開所しているものの、日中の保育が中心で22時までの利用児童がほとんどいないケースについて「夜間保育加算を延長保育加算に変更すること」を指摘した事例がありましたのでご注意ください。
59	延長保育		延長保育加算の人数の計算方法を教えてください。	時間区分ごとの児童数は、30分延長は30分以上1時間未満利用した児童数、1時間は1時間以上2時間未満利用した児童数(2時間延長以上も同様)で平均利用児童数を算定します。
60	延長保育		22時以降の延長保育の考え方を教えてください。	延長時間が22時以降の時間帯になったところから人数要件が緩和されます。例えば開所時間が7時から20時までの13時間開所の保育施設が23時まで延長を行っていた場合に22時以降の平均利用児童数が1人(緩和前は3人)以上いれば2時間延長の加算の対象となります。
61	夜間保育		夜間保育加算を受けるには、仮眠のための設備や夜間保育所のために必要な設備、備品が必要とされていますが、具体的にはどのようなものを準備すればよろしいでしょうか。	一例として、仮眠のための布団・毛布等や入浴のための設備等が考えられます。
62	一時預かり		預かりサービス加算を受けるための要件を教えてください。また、一時預かりサービスの要件を満たしていれば1人の児童が午前、午後など1日に複数回利用することも可能ですか。	子ども・子育て支援新制度HP( <a href="http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html">http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html</a> )に掲載されている「一時預かり事業の実施について」に定められている要件を満たしてください。なお、要件を満たしていれば1人の児童が1日に複数回利用することも可能ですが、その場合は1回の利用として算定します。

番号	keyword	変更	照会内容	回答内容
63	一時預かり		企業主導型保育事業において預かりサービス加算を受ける場合の、「一般型」と「余裕活用型」の違いを教えてください。	「一般型」は、企業主導型保育施設の利用定員の外で専用の一時的預かりの保育室の設置及び保育士等配置を行い、一時預かりを実施する場合を対象とし、「余裕活用型」は、利用児童が定員に満たない保育施設が、空き定員部分のスペース、保育士によって一時預かりを実施する場合を対象としています。
63-2	一時預かり		一時預かり事業を行うにあたって地方自治体への届出は必要ですか。	児童福祉法第34条の12の規定により、あらかじめ都道府県知事に届出を行う必要があります。
64	病児保育		病児保育加算を受けるための要件を教えてください。	子ども・子育て支援新制度HP ( <a href="http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html">http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html</a> ) に掲載されている「病児保育事業の実施について」に定められている要件を満たしてください。
65	病児保育		施設整備費の「病児保育加算」を申請する場合、病児保育事業の実施についていつから実施するか具体化していない場合でも、加算申請できますか。	必ずしも、企業主導型保育施設の設置のタイミングで病児保育事業を開始する必要はありませんが、いつから実施するかについて全く具体的な計画がたっていない状態では助成の申請はできません。
66	病児保育		病児保育事業を実施する場合、通常保育を利用する児童への感染防止の観点から、病児保育事業を利用する児童と、通常保育を利用する児童の保育室は、別にする必要がありますか。	別にする必要があります。
67	病児保育		病児保育事業(病児対応型、病後児対応型)を利用する児童が、保育所の玄関口(エントランス)から入る際の対応ですが、通常保育を利用する児童と入り口を別に設ける必要はありますか。	通常保育の利用児童への感染防止の観点から、可能であるならば、別にさせていただくことが望ましいです。保育所職員、保育所を利用している親子に感染する可能性がありますので、安心・安全な保育の場の提供者として、利用する方の目線で極力感染を防ぐといった対応に配慮してください。また、病児保育事業を利用している児童と保育所を利用している児童が接触しないような環境にさせていただくことで、他児への感染の可能性が低くなり、安心・安全な保育の場の提供が図られます。仮に困難な場合であっても、空気清浄機を設置するなど、感染の防止に配慮していただきたいと思っております。
68	病児保育		病児保育事業と通常保育の利用児童は、トイレも別にする必要がありますか。	感染防止の観点から、可能であるならば、別々にすることが望ましいです。

番号	keyword	変更	照会内容	回答内容
69	病児保育		病児保育を実施する部屋と通常保育を実施する部屋はどのように隔てるべきでしょうか。保育室内をベビーフェンス等で区切ってスペースを設けても良いでしょうか。	病児保育事業は、それ自体が独立した事業ですので、既存の保育室内で実施することは出来ず、付設される専用スペースや専用施設で実施することとなります。また、病児保育を利用している児童と通常保育を利用している児童が接触しないような環境を作ることによって感染の可能性が低くなり、安心・安全な保育の提供が図られますので、他児への感染防止の観点から、病児保育を実施する部屋と通常保育を実施する部屋については、天井から床まで繋がった壁で隔てるのが望ましいです。仮に困難な場合であっても、空気清浄機を設置するなど、感染の防止に配慮していただきたいと思っております。
70	病児保育		病児対応型、病後児対応型、体調不良児型の3つの事業を実施する場合の実施する部屋はどのように考えればよろしいでしょうか。	それぞれの事業を実施する場合、実施する部屋については、病児対応型、病後児対応型についてはそれぞれ、「保育室」及び「児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室」を設ける必要があります。体調不良児対応型については、児童の安静が確保されている場所を設ける必要があります。また、「病児」は回復期に至っていない児童、「病後児」は回復期にある児童、「体調不良児」は保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であるなど、それぞれ病状が異なるため、病気からの回復過程を遅らせたり、二次感染を生じたりすることがないように、十分に留意する必要があります。
71	病児保育		病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型を同時に実施する場合の職員の配置は、どのようにすべきでしょうか。	各々が別事業となりますので、病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型ごとに要綱に定められた看護師等、保育士などの職員配置基準を満たしていただく必要があります。なお、看護師等についてはそれぞれの事業について、常勤(常勤換算を含む。)職員を常駐しておく必要があります。ただし、例外として、病児対応型及び病後児対応型にあつては、児童がいない時間において、事業者が設置する近隣の医療機関・介護施設・保健施設にヘルプで入ることは可能です(当該医療機関等の看護師等の配置基準に含めて計算することはできません。)。その場合も利用児童が発生した場合には速やかに本来業務に戻る必要があります。また、体調不良児対応型の看護師等については常駐している必要があります。
71-2	病児保育		病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型の開所時間の要件はありますか。	原則として、企業主導型保育施設の開所時間と同じであることが望ましいです。看護師等の配置の関係でそれが難しい場合にも週40時間以上の開所時間を設定する必要があります。企業主導型保育施設と病児保育の開所時間が異なる場合には事前に利用者に理解を得ておく必要があります。
72	病児保育		病児・病後児保育事業を担当する職員は、利用の少ない日等において、感染症流行状況、予防策等の情報提供や巡回支援等を適宜実施することとなっているが、何回程度実施すべきでしょうか。	回数を指定するものではないので、各事業所における状況に応じ、適宜実施してください。

番号	keyword	変更	照会内容	回答内容
73	病児保育		病児対応型や病後児対応型について、利用児童がいる時間帯でも看護師等の常駐を行わないことはできますか。	利用児童がいる時間帯には看護師等が常駐しているのが望ましいですが、①病気からの回復過程を遅らせたり、二次感染を生じたりすることがないように、利用児童の病状等を定期的に確認・把握した上で、適切な関わりとケアを行い、②企業主導型保育施設が医療機関・介護施設・保健施設等の同一建物内・同一敷地内又は隣接地(道一本程度)にあり、病児保育担当看護師等が速やかに駆け付けられるものであって、③看護師等が常駐していない時間帯には複数の保育士等を配置している、という全ての要件を満たしている場合に限って、利用児童がいる時間帯でも看護師等の常駐を行わないとすることができます。その場合にも病児保育担当看護師等が医療機関・介護施設・保健施設で勤務するのはヘルプとしての扱いであり、当該医療機関等の看護師等の配置基準に含めて計算することはできません。
74	病児保育		体調不良児対応型の看護師は、体調不良児がいない場合でも常駐する必要がありますか。	本事業を担当する看護師等は、実施保育所等における児童全体の健康管理・衛生管理等の保健的な対応を日常的に行うことから、体調不良児がいない場合であっても常駐が必要です。
75	病児保育		病児保育事業(病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型)の対象を、自園の子どものみとしてもよろしいですか。	病児保育事業(病児対応型及び病後児対応型)の対象児童は、病気の回復期に至っていない又は病気の回復期であり、集団保育が困難な児童で、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童を対象としており、自園に通う児童のみを対象にしている事業ではなく、広く地域全体の児童を対象としている事業です。また、病児保育事業(体調不良児対応型)は、自園を利用している児童のみを対象としている事業です《保育所に通所し、保育中に微熱を出す等体調が悪くなり、保護者が迎えにくるまでの間、緊急的な対応を実施する事業》。したがって、最終的には設置者の判断とはなりますが、病児対応型及び病後児対応型については、施設の規模や地域の需要を鑑み、出来るだけ、自園の子どもに限らず、地域の子どもの対象とすることが望ましいです。
76	病児保育		保育所等に登所する前からの体調不良児の場合は、病児対応型又は体調不良児対応型のどちらで対象となるのでしょうか。	保育所等に登所する前からの体調不良児については、体調不良児対応型を利用するものではなく、病児対応型・病後児対応型を利用することになります。
77	病児保育		病児保育事業を行うにあたって地方自治体への届出や医療機関との連携は必要ですか。	児童福祉法第34条の18の規定により、あらかじめ都道府県知事に届出を行う必要があります。また、本事業の実施にあたっては、緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関をあらかじめ選定し、協力関係を構築しておく必要があります。特に病児対応型にあつては緊急時の対応についてあらかじめ文書により取り決めを行っておく必要があります。

番号	keyword	変更	照会内容	回答内容
78	連携推進加算	改	連携推進加算の職員について教えてください。	当該事務に専任として従事していただく職員となります。常勤・非常勤の別は問いませんが、週40時間又は月160時間の職員配置としていただく必要があります。勤務場所は当該保育施設内に限っており、行政手続き等のための外出の場合を除き常に、当該保育施設に常駐している必要があります。指導・監査においては、勤務実態、勤務場所の確認行うこととしていますのでご協力をお願いします。なお、役員、園長、保育士が事務的な業務を行っている場合であっても当該職員は本加算の対象とはなりません(ただし、保育士資格を有する者であっても連携推進加算(事務)職員として発令されており、保育士として業務に従事しない者(兼務も不可)は対象とすることはできません。)
79	非正規労働者受入推進加算		非正規労働者受入推進加算の考え方について教えてください。	非正規労働者受入推進加算は、定員内にパートタイム等の非正規労働者の児童を優先的に入所させるための定員枠を設け、それを周知している保育施設を対象として、その定員枠が空いている場合に、一部補てんを行うという性格の加算です。 例として、パートタイム労働者の退職により、一時的にその定員枠が空いてしまった場合に、その定員が次に埋まった月(月初日に埋まった場合はその前月)までの空いている期間を対象に加算します。
80	保育補助者雇上強化加算	改	保育補助者雇上強化加算の職員が保育に従事することはできますか。また、本加算に係るその他の留意点を教えてください。	保育士の補助の業務として、保育に従事することも可能ですが、実施要綱第3の2の(3)の規定による保育従事者の人数に含めることはできません。人数に含まれた場合には当該月は本加算の対象とはなりませんのでご注意ください。 なお、保育補助職員は、当該業務に専任の職員を配置する必要があり、役員・園長が保育士の補助を行っていたとしても対象にはなりません。また、複数の職員を常勤換算して週30時間の勤務時間になるように配置することや週40時間の雇用を行い、10時間は他の業務を行うことも可能です。ただし、この場合においても実施要綱第3の2の(3)の規定による保育従事者の人数に含めることはできません。保育従事者の配置基準以上に幼稚園教諭や看護師を配置して保育補助を行うことは可能ですが、その場合にも子育て支援員研修の受講は必要となります。
81	防犯・安全対策強化加算		防犯・安全対策強化加算の対象となる設備、備品の考え方について教えてください。	ベビーセンサーやビデオカメラ等の事故防止、事故後の検証又は防犯対策の強化のための設備、備品を助成の対象としています。防犯・安全対策のための設備、備品であれば10万円(中小企業の場合は20万円、以下同じ。)を超えたものも対象となりますが、助成金の上限額は10万円となります。なお、設備・備品以外の費用(警備員の駆け付けのための費用等)は対象なりません。
82	処遇改善等加算		処遇改善等加算について教えてください。	処遇改善加算については、企業主導型保育事業ポータルサイトの通知・様式ダウンロードに掲載した「1. 要綱・要領・留意事項・ハンドブック」の「企業主導型保育事業処遇改善等加算の留意事項(平成30年度)」をご確認ください。
83	運営費の算定		運営費の基本分の算定対象となる利用児童がいない月でも加算分は助成されますか。	基本分が対象とならない場合は加算分も対象になりません。利用児童がいなかった場合の他、保育従事者数が基準を下回る場合や保育士比率が50%を下回る場合にも基本分及び加算分は助成されません。

番号	keyword	変更	照会内容	回答内容
84	運営費の支払い	改	運営費の助成金はいつ支払われますか。	運営費助成決定事業者は、助成要領に基づき、毎月、協会が定める日までに当月分の概算交付申請を協会に提出します。原則として、概算交付申請書の提出された当月末までに支払いを行います。また、対象月の翌月の協会が定める日までに月次報告にて実績報告を協会に提出します。概算交付額と実績額に差額が生じた場合、対象月の月次報告の承認後に差額分の支払いもしくは対象月の翌月分の概算交付額との相殺を行います。なお、月次報告は、利用児童の有無に関わらず、毎月必須の報告となります。
84-2	整備費の支払い		整備費の助成金はいつ支払われますか。	整備費助成決定事業者は、助成要領に基づき、工事完了後に企業主導型保育事業(整備費)完了報告書(金融機関の振込通知書の写し等の添付資料が全て揃っているもの)を協会に提出します。協会は完了報告の審査終了の翌月末日までに支払いを行います。また、概算交付の必要がある場合には、概算交付申請(前払い金の定めのある工事契約書及び前払いの支払いを確認できる金融機関の振込通知書の写しを添付)を協会に提出します。協会は、前金払額又は助成決定額の50%のいずれか低い方の額で概算交付申請を行います。なお、概算交付は、毎月10日までに申請されたものについて、書類等が整っていれば当月末日までに支払いを行います。
85	整備費対象経費		施設整備費の補助対象となるもの、ならないものについて、どのようなものがありますか。	整備費の助成対象・対象外については、企業主導型保育事業ポータル「通知・様式ダウンロード」「電子申請の運用」内「2、募集」に掲載した「建築関連資料集」の「助成対象・対象外一覧表(一例)」をご確認ください。
86	整備費の記載		整備費の「総事業費」、「対象経費の実支出(予定)額、基準額」の違いを教えてください。	総事業費欄には企業主導型保育施設の設置に当たって必要となる工事費全体、対象経費の実支出(予定)額欄には総事業費のうち対象経費(本体工事、工事事務費及びその他の加算対象経費(外構工事等の対象外経費を除いたもの))を記載します。なお、基準額欄には、助成要領第2の2. 助成金の額に基づき算出される金額を記載ください。
87	着工時期		助成決定を受ける前に、工事契約・着工することは可能ですか。	当該年度期間内に工事契約、着工したものが助成金の対象となります。ただし、工事契約、着工の有無に関わらず、審査の結果として助成決定しないことがありますので、工事契約、着工にあたってはご注意ください。
88	処分制限期間		整備費を受給して設置した企業主導型保育施設について、設置後最低何年運営しなくてはいけない等の決まりはありますか。	企業主導型保育事業ポータルの通知・様式ダウンロードに掲載の「3-3. 財務・経理」の「処分制限期間通知」のとおり、処分制限期間が決まっており、原則、その期間を超えないと処分できません。処分制限期間を経過する前に処分をする場合、又は定員の減少をする場合、残存価格に応じて返還をしていただく可能性があります。

番号	keyword	変更	照会内容	回答内容
89	抵当権		新たに企業主導型保育事業を実施するための施設の整備を行うに当たり、その資金調達のため、当該建設予定の施設に抵当権を設定し、融資を受けることは可能ですか。	抵当権の設定については「企業主導型保育事業に係る処分制限期間及びその運用について」通知の2の(1)の⑥の規定に基づいて、児童育成協会の承認を事前に得ることが必要です。なお、承認の条件として、抵当権が実行に移される際に財産処分納付金を児童育成協会に納付できる内容となっていることが必要です。また、助成対象施設に根抵当権を設定することはできません。
90	整備費 定員増		既存施設について5人未満の定員増を行う場合の施設整備費の計算方法を教えてください。例えば、利用定員20人の施設を3人増員して23人定員で事業を実施する場合はいかがでしょうか。	ご指摘の事例の場合、定員区分”20人～30人”の補助単価に3(定員増分)/23(定員増後の定員数)を乗じたものが補助単価となります。
91	土地借料 賃借料		整備費の土地借料加算や運営費の賃借料加算に礼金、敷金、管理費又は駐車場料は含まれますか。	整備費の土地借料加算や運営費の賃借料加算に礼金、敷金、管理費又は駐車場料は含まれません。整備費の土地借料加算は工事期間中の建設地の土地賃借料のみ、運営費の賃借料加算は保育施設の賃借料のみとします。
91-2	賃借物件		グループ会社、同族会社(法人税法第2条第10号、法人税法施行令第4条)の保有する建物を賃借して企業主導型保育施設を設置することができますか。	グループ会社、同族会社の保有する建物を賃借して企業主導型保育施設を設置することは可能です。ただし、その場合の賃借料は市場価格に照らして妥当な水準となるよう留意する必要があります。
91-3	転貸物件		転貸物件で企業主導型保育施設を設置することはできますか。	賃貸人から保育施設として継続的に転借できることの承認が得られている場合に限り、企業主導型保育施設として設置することができます。転貸人と転借人がグループ会社、同族会社など関連性が高い場合には、転貸により、転貸人に利益が発生することがないようにする必要があります。
92	工事区分		「改築(既存の建物の現在定員の増員を行わないで改築整備を行うこと)」とは、具体的にどのような工事を指すのでしょうか。	工事区分の「改築」は、既存の企業主導型保育施設を「建て替える」ことをいいます。従って、当面は該当する案件が出てくることは基本的にありません(例外的に、今年整備した直後に、災害等が起きてやむをえず建て替えを行わないといけない場合等の特別な場合のみ)。例えば、今年整備した企業主導型保育施設が、40年後に老朽化を迎え、「建て替え」を行うような場合が、「改築」となります。

番号	keyword	変更	照会内容	回答内容
93	環境改善加算		整備費の環境改善加算の対象経費を教えてください。	環境改善加算は、既存建物等を活用する場合等に、児童の安全性を考慮する等、建物の入口周辺や病児保育施設までの経路等を児童向けの環境に整備するための経費を対象としています。例えば、テナントビルのエントランス付近の自動車の流れと児童の導線を分けるために児童用の歩道を整備する場合などが助成の対象となります(外構費は整備費の対象外ですが、本加算に係る工事のみは対象)。なお、本加算は工事区分の「創設」、「大規模修繕等」のいずれの場合も対象となります。
94	開設準備加算		整備費の開設準備加算の対象経費を教えてください。	開設準備加算の対象経費は、建物と一体的な作り付けのロッカー、下駄箱等を想定しています。整備費は備品を対象としていませんので、建物と一体的なものであることが必要です。このため本加算は工事費と対象経費が重なりますが、工事費の対象経費の3/4の額が基準額を超過している場合に、本加算により基準額を上げるという効果があります。なお、工事区分が「大規模修繕等」の場合は加算による基準額の上乗せはありません。
95	解体撤去費		施設整備費の解体撤去費はどのような場合に対象となるのでしょうか？	解体撤去費は、既存企業主導型保育施設を老朽化等の理由により、建替える場合に、既存企業主導型保育施設を解体するための費用です。よって、例えば、新築する際に、建築予定場所に建っている別の建物を解体するための経費は認められません。
96	仮設工事費		施設整備費の仮設工事費はどのような場合に対象となるのでしょうか？	仮設工事費は、既存企業主導型保育施設が建替や大規模修繕を行う際に、一時的に利用している子どもを保育するスペースを仮設園舎で用意する場合に対象となるものです。
97	整備費の区分		創設と大規模修繕等の区分の違いについて教えてください。	創設は新たに保育施設を基礎から建築する場合の区分です。大規模修繕等は既存建物(テナントを含む)を改修して保育施設とする場合の区分です。
98	整備費の精算		助成決定後に追加工事が発生しました。完了報告時に追加で請求することはできますか。	整備費については、助成決定額を上限に精算するため追加で請求することはできません。

番号	keyword	変更	照会内容	回答内容
99	指導・監査		企業主導型保育事業の実施に当たっては、どこの指導・監査等を受けるのでしょうか。	助成金の適切な執行の観点や企業主導型保育事業の基準の遵守の観点からは、公益財団法人児童育成協会が定期的かつ計画的に指導・監査等を行います。あわせて企業主導型保育施設は認可外保育施設であるため、児童福祉法に基づき都道府県が指導・監督等を行います。なお、指導・監査の結果については定期的に公表を行います。
100	認可外の証明書		企業主導型保育事業の実施施設は、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(平成17年1月21日雇児発第0121002号雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき、証明書の交付が受けられますか。	企業主導型保育事業の実施施設は認可外保育施設であり、当該証明書の交付対象となります。
101	電子申請システム	改	電子申請システムによる申請方法を教えてください。	初めての場合には企業主導型保育事業ポータルメニュー「企業ID登録」から企業ID登録を行っていただく必要があります。企業ID登録が終わりましたら「ログイン」から入って申請手続きが行えます。なお、企業主導型保育事業の申請等の手続きについての必要な情報については、企業主導型保育事業ポータルに適宜アップロードしていますので、定期的なご確認をお願いいたします。
102	内閣府の名称使用		企業主導型保育事業の助成金を受けた施設を「内閣府認定施設」として広告することはできますか。	内閣府認定として広告することはできません。企業主導型保育事業は、内閣府所管の事業ではありますが、各々の施設について内閣府が認定を行うものではありません。同様に、許可、認可、推奨などの表現は利用者に誤解を与える不正確な表記となります。
103	建設請負業者の見積書		建築請負業者から見積書を取るにあたっての注意点を教えてください。	①工事請負事業者の選定にあたっては、大規模修繕等(改修)の場合には、建築仕様書を作成し、建築事業者2社以上から見積書を取っていただく必要があります(見積事業者の選定にあたっては、自治体の入札参加資格の状況や保育施設の建設実績などを考慮することが望ましいです。また、見積書は、必ずそれぞれの事業者に提出を求めてください)。②大規模修繕等以外の工事(創設等)については、助成金所要額が1億円以上の工事については、事業を行うために締結する契約については、原則として、都道府県、指定都市又は中核市が行う契約手続きの取り扱いに準じて入札で行う必要があります。1億円を下回る工事についても、見積合わせではなく出来るだけ入札手続きを行っていただきますようお願いいたします。③建築請負業者の選定にあたっては、建設業許可番号を確認するなど適正な事務手続きについてお願いいたします。
104	建設請負業者等からの寄付金		建設請負業者等から寄付金をうけることはできますか。	企業主導型保育事業の助成金に係る業務を行うために契約を締結した相手方(建設請負業者等)から多額の寄付を受けることは、助成金との関係上、不適切な寄付となります。

番号	keyword	変更	照会内容	回答内容
105	地域交流スペース		地域交流スペースではどのような事業を行うことができますか。	地域交流スペースは、保育施設の持つ専門性を生かして、地域の子育て支援を行うことを目的として設置するものです。そのため、地域子育て支援拠点事業実施要綱に定める事業に準じた①子育て親子の交流の場の提供、②子育てに関する相談、③地域の子育て関連情報の提供、④子育てに関する講習会の実施、⑤その他、子育て支援に資する活動、などの事業を行うことを想定しています。なお、上記の活動を行うにあたって、材料費や外部講師に係る謝礼などを実費で徴収することは可能です。
106	圧縮記帳		税務上、整備費は圧縮記帳が認められますか。	企業主導型保育事業のうち固定資産の取得又は改良に充てるための助成金については圧縮記帳が認められます(国税庁に確認済)。なお、当該助成金のうち、固定資産の取得又は改良以外に充てられた部分(旅費、消耗品費及び印刷製本費等)の金額については、所得税法第42条又は法人税法第42条の規定を適用することはできませんのでご注意ください(圧縮記帳の手続きについては、児童育成協会では回答しかねますので、顧問税理士に確認するなどをお願いいたします)。
107	保育の実施責任		保育業務の実施を保育事業者に委託している場合に保育の実施責任は、施設設置者(委託者)と保育事業者(受託者)のどちらにありますか。	施設設置者は保育事業者と委託契約を結ぶことで、保育事業者は契約書に定められた内容を信義に従い誠実に履行する義務が発生します。ただし、委託の場合でも事業の実施主体はあくまで施設設置者であり、保育事業の実施に係る責任は最終的に施設設置者に帰属します。そのことから、施設設置者は、委託契約書のなかで企業主導型保育事業の基準を遵守することを明確にするとともに、委託業務の遂行状況について定期的に確認を行う必要があります。
108	複数設置		同一事業者が同一地域に複数の企業主導型保育施設を設置することができますか。	企業主導型保育事業の効率的な実施の観点からは、同一事業者が同一地域に複数の企業主導型保育施設を設置する場合には、例えば、事業所の統合によりその地域の従業員が増加したなど、既存の企業主導型保育施設ではニーズに応えられなくなったなどの事由、説明が求められます。
109	不正受給		現地調査はどのような場合に行われますか。	助成金の審査上の必要な場合に加えて、一般立入調査で不正が疑われた場合や通報等に基づき、抜き打ちの現地調査(特別立入調査)を行うことがあります。特別立入調査においては、各種台帳の確認の他、利用者、職員からの聞き取りの協力をお願いすることもあります。審査や現地調査において、不正受給が認められた場合には、助成金の返還に加えて、公表、5年間の助成停止の措置が課せられます。また、不正受給は、書類の偽造により助成金を詐取する犯罪である「詐欺罪」にあたり、告訴の対象となります。

番号	keyword	変更	照会内容	回答内容
110	中小企業の定義 (業種分類)		中小企業者の定義に係る業種分類の方法について教えてください。	<p>日本標準産業分類上の分類により、中小企業基本法上の業種分類を行ってください。助成申請にあたっては、日本標準産業分類の小区分の三桁の番号(例:耕種農業は011)を入力していただく必要があります。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本標準産業分類(総務省HP)  <a href="http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html">http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html</a></li> <li>・日本標準産業分類第13回改訂に伴う中小企業の範囲の取扱いについて(中小企業庁HP)  <a href="http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei_13.pdf">http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei_13.pdf</a></li> </ul> <p>※中小企業の判定については、企業主導型保育事業ポータルの「通知・様式ダウンロード」に掲載した「2.募集」の「中小企業の判定について」をご確認ください。</p>

番号	keyword	変更	照会内容	回答内容
111	中小企業の定義 (常時使用する従業員の数)		<p>中小企業者の判定に係る「常時使用する従業員」の定義を教えてください。</p>	<p>中小企業者の判定に係る「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」としています。よって、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断します。具体的には、①日雇い入れられる者、②2箇月以内の期間を定めて使用される者、③季節的業務に4箇月以内の期間を定めて使用される者又は④試の使用期間中の者であって、当該条文に規定する条件に該当しない者は、「常時使用する従業員」には該当せず、それ以外の者は「常時使用する従業員」に該当します。なお、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないので、「常時使用する従業員」には該当しません。</p> <p>&lt;参考&gt;労働基準法(昭和22年法律第49号) (解雇の予告)</p> <p>第20条 使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしない使用者は、30日以上平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。</p> <p>2 前項の予告の日数は、1日について平均賃金を支払つた場合においては、その日数を短縮することができる。</p> <p>3 前条第2項の規定は、第1項但書の場合にこれを準用する。</p> <p>第21条 前条の規定は、次の各号の一に該当する労働者については適用しない。但し、第1号に該当する者が1箇月を超えて引き続き使用されるに至つた場合、第2号若しくは第3号に該当する者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに至つた場合又は第4号に該当する者が14日を超えて引き続き使用されるに至つた場合においては、この限りでない。</p> <p>一 日雇い入れられる者 二 2箇月以内の期間を定めて使用される者 三 季節的業務に4箇月以内の期間を定めて使用される者 四 試の使用期間中の者</p> <p>※中小企業の判定については、企業主導型保育事業ポータル「通知・様式ダウンロード」に掲載した「2. 募集」の「中小企業の判定について」をご確認ください。</p>

番号	keyword	変更	照会内容	回答内容
112	医療法人の 附帯事業		医療法人が地域枠を設けるなど、事業として企業主導型保育事業を実施することはできますか。	医療法人は、医療法第42条の規定により、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設等の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、附帯事業を行うことができるとされており、企業主導型保育事業も本規定第6号に定める事業として実施することは可能とされています。
113	運営支援システム導入加算	新	運営支援システム導入加算の助成対象を教えてください。	<p>中小企業事業主が設置する施設を対象に保育士の業務負担軽減のための保育業務支援システムの導入に必要なソフトウェア等の購入費、初期費用、導入に係る工事費、及びその消費税のうち、年度中に発生(導入)し、支払う額が助成対象となります。当該システムの導入にあたり最低限必要となる備品購入費も対象となります。一方、導入に必要な加算となりますので、システムに係る手数料、及びシステム切り替え等に伴う解約料・違約金等は対象外となります。</p> <p>※導入のための加算のため、一施設一度のみの助成となります。</p> <p>システムの導入にあたっては、これらの機能に加え、保護者が負担する利用料金の請求に関する機能職員の勤務シフトの作成機能など、保育士の業務負担の軽減に資する他の機能を付与することができます。なお、当該システムの導入を完了した日から少なくとも5年間は、当該システムを適切に維持管理しなくてはなりません。</p>
114	運営支援システム導入加算	新	運営支援システム導入加算の申請方法を教えてください。	<p>本加算は2019年度運営費年度・完了報告時の申請となります。加算を受けようとする場合、下記資料等を協会に提出していただく必要があります。</p> <p>(1) 保育業務支援システム等導入実施計画書  (2) 見積書(内訳明細書を含む)  (3) 領収書又は事業者に対し対象経費の振り込みを行ったことを金融機関が証明した書類  (4) 納品書  (5) 保育業務支援システムの機能の詳細が確認できる書類  (6) その他協会が必要と認めるもの</p>